

鳥取県議会議場音響設備等整備業務仕様書

1 業務名

鳥取県議会議場音響設備等整備業務

2 目的

本業務は、鳥取県議会（以下「発注者」という。）の議場及び放送調整室に音響・映像機器等から成る議会運営システムの制御機器を更新し、議会運営の円滑化及び効率化を図るとともに、新たに議場内に資料等を表示するプロジェクター・大型スクリーンを設置し、傍聴者や視聴者である県民に分かりやすく、開かれた県議会の実現を図ることを目的とする。

なお、本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。

3 契約期間

契約締結日から令和6年10月31日までとする。

4 履行場所

鳥取県議会棟本館2階 議場及び放送調整室

5 業務内容

本業務の内容は以下のとおりであり、制御機器等の調達・設置及びソフトウェアの構築これらに付随する設定・調整・試験・運用サポートの全般とする。

(1) 制御機器等の調達・設置

(2) 音響・映像機器、残時間表示等を制御するソフトウェアの構築及び制御機器へのインストール

(3) 既存音声・映像機器等との連携

(4) 庁内テレビ設備、庁内ライブ配信、インターネット中継配信及びケーブルテレビ設備との連携

(5) 操作研修

(6) その他、上記業務に付随する業務

6 業務・機能要件

別添「鳥取県議会議場音響設備等整備業務 業務・機能要件」（以下「業務・機能要件」という。）のとおり

7 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

8 特記事項

(1) 本業務の実施に当たり、契約締結後、直ちに発注者と本仕様書に基づく詳細な打合せを行い、以下の書類を発注者が別に指定する期日までに各一部提出すること。

- ア 工程表
 - イ 連絡体制表
 - ウ 物品明細書
 - エ 議会運営システム概要書
 - オ その他、発注者より指示のあった書類
- (2) 制御機器等の設置後、以下の完成図書を紙媒体及び発注者が指定するファイル形式で作成したデータを電子媒体（CD-R 等）で各一部納品すること。
- ア 竣工図（配置図、平面図、系統図、機器姿図、配線図、機器設置図）
 - イ 機器仕様書、機器取扱説明書
 - ウ 操作運用マニュアル
 - エ その他、発注者より指示のあった書類
- (3) 制御機器等の調整・保証
- ア 受注者は、作業中の過失により発注者の機器等に損害を与えた場合、直ちに発注者に申し出るとともに、受注者の責任において速やかに補償復旧するものとする。受注者の申し出がなく、後日にこの事実が認められた場合も同様とする。
 - イ 機器の各部品の供給補償期間は、原則として当該機器の補償対応年数と同等とすること。本条件を満足できない部品については、あらかじめ供給制約部品リストを発注者に提出し承諾を得ること。
 - ウ 保証期間は完了検査合格日から1年間とし、以下について対応すること。また、その後においても、受注者の施工上の不備により当該機器に障害が発生したことが明らかになった場合は、発注者と協議し、対処すること。
 - (ア) 議会運営システムの不具合、調整不良及び故障等が生じた場合は、速やかに現地確認及び応急処置を行うこと。
 - (イ) 現地確認の結果、制御機器等の交換又はソフトウェアのプログラム修正が必要な場合は、速やかに対応すること。
 - エ 機器等の撤去
 - 制御機器等の更新に伴う既存機器等の撤去処分は、受注者の負担で行うこと。
 - なお、受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）を遵守して、業務の円滑な履行の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。産業廃棄物として処分するものについては、廃棄物管理票（マニフェスト）を適正に保管するものとする。

9 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従

った処置を行う。

エ 発注者及び受注者は、アからウにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行う。

(3) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでの規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(4) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(6) 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

(7) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（(8) ア又はイに規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(8) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アの規定にかかわらず、アに規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア又はイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者で協力してその処理解決に当たる。

(9) 完了報告及び検査

ア 受注者は、納入を完了したときは、完了の日から7日以内に完了報告書及び業務・機能要件1（4）に定める完成図書を発注者に提出すること。

イ 発注者は、アの完了報告書を受領した日から5日以内に納入の完了を確認するための検査を行う。

ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、仕様書に適合すると認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イの検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補

し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においてもイ及びウの規定を準用する。

(10) 契約金額の支払

ア 受注者は、(9)ウの通知を受領した後、発注者に請求書を提出すること。

イ 発注者は、アの規定による正当な請求書を受領した日から30日以内に契約金額を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる

(11) 任意解除

ア 発注者は、(12)又は(13)の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。

なお、その賠償額は、発注者及び受注者で協議して定める。

(12) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(イ) 正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定により契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ク)のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(ア) 履行不能が明らかであるとき。

(イ) 履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) 納入期限までに、受注者が納入物を納入場所に納入しないでその時期を経過したとき。

(オ) (ア)から(エ)に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(12)アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定により契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 解除の制限

(12)ア(ア)から(ウ)及び(13)ア(ア)から(オ)までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(12)及び(13)の規定による契約の解除をすることができない。

(15) 賠償の予定

受注者が(13)ア(カ)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(16) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務にかかる契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(17) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(18) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(19) その他

- ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。
- イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。
- ウ 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その

他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は発注者、乙は受注者をいう。